　　　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第４条の規定による書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工  程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①仮設 | 仮設工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  （　　　　　　　　） | その他の工事  □有　□無 | □手作業 □手作業・機械作業の併用 |

※届出書の写しを添付することでもよい

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円(税抜)

　　（受注者の見積金額：直接工事費）

（注）解体工事の場合のみ記載する。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項（特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所　在地）を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　　　　　　　　円(税抜)

（受注者の見積金額：直接工事費）